

# 支払実績表

事業者名:

(単位:円)

項目	金額	相手先	金額(税抜)	支払日	番号	備考
計	0		0			
計	0		0			
計	0		0			
計	0		0			
計	0		0			
計	0		0			
合計	0		0			

※添付資料には、項目毎に見出しをつけること。

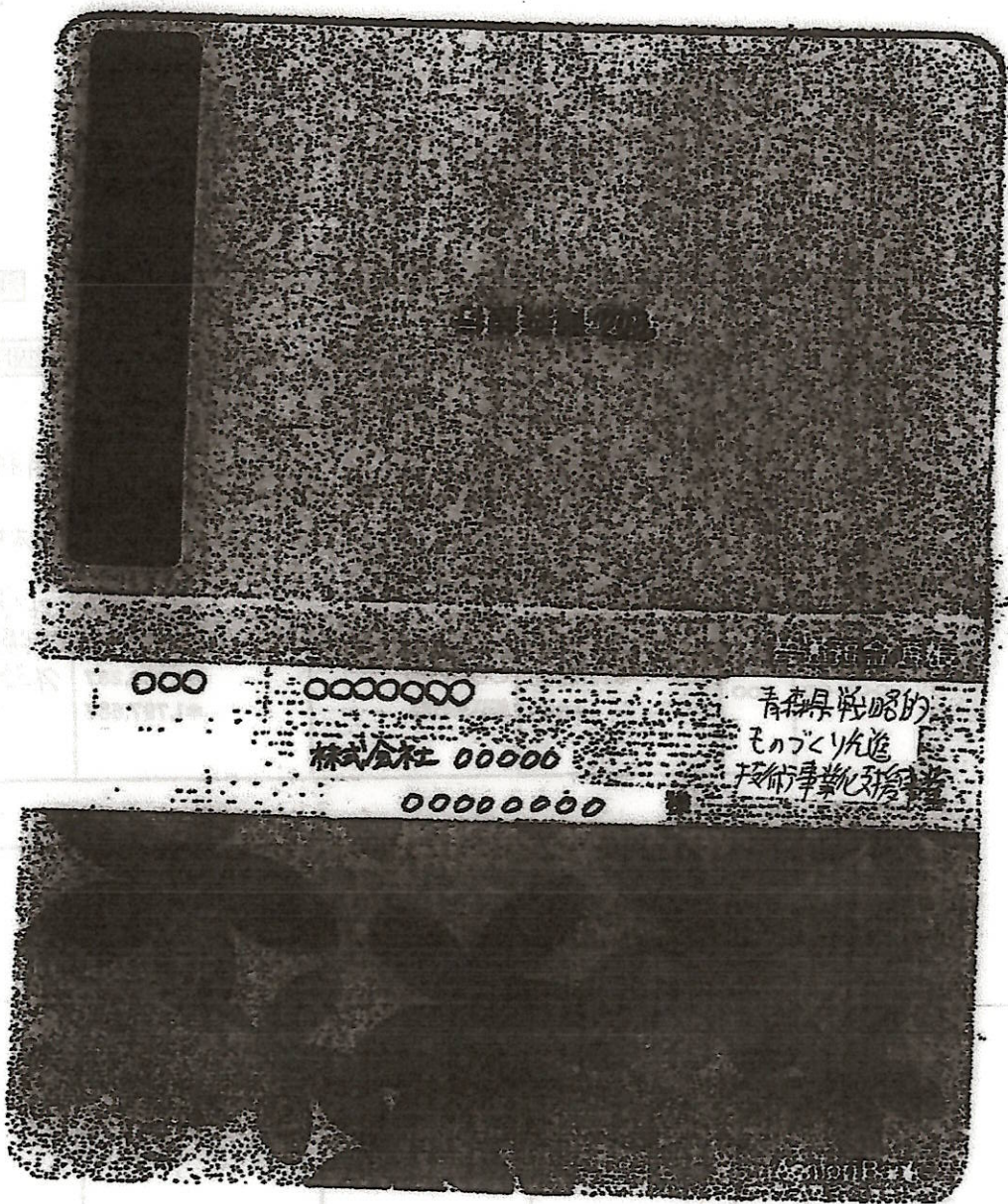
# 支払実績表

※記載例

(単位:円)

項目	金額	相手先	金額(税抜)	支払日	番号	備考
1 旅費	21,600	〇〇〇旅行センター	19,636	令和5年〇〇月〇〇日	1-1	1名分・仙台 現金払
	32,400	〇〇〇旅行センター	29,455	令和5年〇〇月〇〇日	1-2	1名分・東京 現金払
	計	54,000	49,091			
2 原材料費	432,000	(株)〇〇青森支店	392,727	令和5年〇〇月〇〇日	2-1	通帳払
	計	432,000	392,727			
3 機械装置等	1,080,000	(株)〇●東北支店	981,818	令和5年〇〇月〇〇日	3-1	通帳払
	計	1,080,000	981,818			
4 外注加工費	540,000	〇〇(株)	490,909	令和5年〇〇月〇〇日	4-1	通帳払
	計	540,000	490,909			
合計	2,106,000		1,914,545			

※添付資料には、項目毎に見出しをつけること。



000

0000000

株式会社 00000

0000000

青森県戦略的  
ものづくり推進  
技術事業化支援

・自動支払額をご利用の場合、ご利用金額・ご利用日・ご利用時間により  
お支払金額に所定の利用手数料(含む消費税)が加算されることがあります。  
・他店に入金分は、お支払金額記載日の14時以後が引出しできます。



年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1	00-00-00 000		*100,000	*100,000	
2	00-00-00 000	ご新約	*2,000,000	*2,100,000	
3	00-00-00 000			*2092008	消耗品
4	00-00-00 000	*7,992	カ)0000	*2,091,898	
5	00-00-00 000	*110	振込手数料	*2,041,898	原材料
6	00-00-00 000	*50,000	0000カ)	*2,041,848	
7	00-00-00 000	*550	振込手数料	*1,942,352	外注加工
8	00-00-00 000	*98,996	0000カ)	*1,927,837	機械及作業
9	00-00-00 000	*14,515	カ)0000	*1,798,237	外注加工
10	00-00-00 000	*129,600	0000カ)	*1,797,687	
11		*550	振込手数料		
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

010-〇〇〇〇  
100-〇〇〇〇  
150-〇〇〇〇  
200-〇〇〇〇  
300-〇〇〇〇

200-〇〇〇〇  
010-〇〇〇〇  
100-〇〇〇〇  
150-〇〇〇〇  
200-〇〇〇〇

300-〇〇〇〇  
250-〇〇〇〇  
510-〇〇〇〇  
520-〇〇〇〇

差引残高が「-」印字されて  
いる場合はお借入残高を控  
えます。

# 御見積書

令和 5 年 12 月 14 日

No. \_\_\_\_\_

公益財団法人  
21あちり産業総合支援センター 様

下記の通り御見積り申し上げます。

T000-0000 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
TEL(000) 〇〇〇-〇〇〇(代)  
FAX(000) 〇〇〇-〇〇〇

見積有効期限 \_\_\_\_\_

納 期 \_\_\_\_\_

納入場所 \_\_\_\_\_

お支払条件 \_\_\_\_\_

〇〇〇 株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

合計 246,000-

担当者

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
R5年度 戦略的ものづくり	A4判	部 4,000	@ 円 39	円 156,000
補助事業パンフレット	8頁			
	7147-			
	3+110K			
5				
R5年度 戦略的ものづくり	A2判	部 500	@ 円 180	円 90,000
補助事業ポスター	片面カラー			
	3+135K			
10				
<div style="position: absolute; bottom: 0; right: 0; border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>21あちり 産業総合支援センター</p> <p>-5-12-14</p> <p><b>収受</b></p> </div>				
小 計				246,000 (税込)
消 費 税 等				-

# 御 見 積 書

令和5年12月14日

No. \_\_\_\_\_

公益財団法人  
21世紀産業総合支援センター様

下記の通り御見積り申し上げます。

T000-0000 00市00000000000000  
TEL(000) 000-000(代)  
FAX(000) 000-000

見積有効期限 \_\_\_\_\_

納 期 \_\_\_\_\_

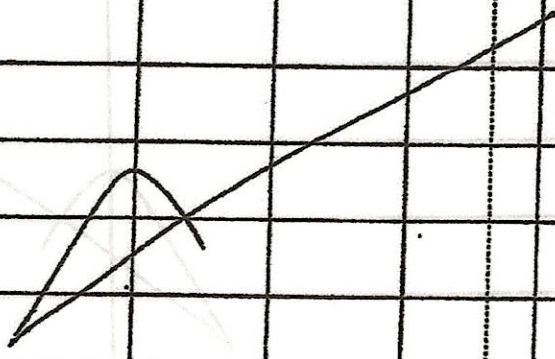
納入場所 \_\_\_\_\_

お支払条件 \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇 株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

合計 200,000-

担当 〇〇〇

品名	規 格	部 数	単 価	金 額
R5年度 戦略的ものづくり	A4判	4,000	④ 円 37.50	150,000
補助事業パンフレット	8頁			
	7147-			
	J-110K			
5				
R5年度 戦略的ものづくり	A2判	500	④ 円 100	50,000
補助事業ポスター	片面カラー			
	J-135K			
10				
				

21世紀産業総合支援センター  
 5.12.14  
 收受

小 計	200,000
消費税等	18,181

子ち能.

# 決定

No. \_\_\_\_\_

2015年12月14日

## 御見積書

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター 様

T000-0000 00市0000000000000000  
TEL(000) 000-000(代)  
FAX(000) 000-000

〇〇〇〇〇〇 株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇〇〇

次のとおり御見積申しあげます。

合計金額 ￥165,000		納入期日		平成 年 月 日	
		納入場所			
品名	規格	数量	単位	単価	金額
R5年度戦略的ものづくり 補助事業パンフレット	A4判 8頁 フルカラー コート110K	4,000	部	30	120,000
R5年度戦略的ものづくり 補助事業ポスター	A2判 片面カラー コート135K	500	部	60	30,000
小計					150,000
消費税等					15,000
<b>合計</b>					<b>165,000</b>
備 考					

21あおもり  
産業総合支援センター  
- 512.14  
収受



No. 1510-0012.0014

令和 6年 1月 4日

# 御納品書

公益財団法人

21世紀の産業総合支援センター様

〒000-0000 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 TEL(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇(代)  
 FAX(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇

〇〇〇〇〇 株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇〇〇〇〇

次のとおり御納品申し上げます。

合計金額 予 165,000-			納入期日	平成 年 月 日
納入場所				
品名	規格	数量	単価	金額
18年度 戦略的モノづくり ... 様ホログラム	A4判 8頁 7C73- 7-110k	4,000部	@30	120,000-
15年度 戦略的モノづくり ... 様ホログラム	A2判 片面カラー 7-113k	500部	@60	30,000-
小計				150,000-
消費税等				15,000
合計				¥165,000
摘要				

21世紀の産業総合支援センター  
 -6.1.4  
 No.1510-0012.0014  
 収受



No. 1812-0013, 0019

令和6年1月4日

# 御 請 求 書

公益財団法人  
21世紀産業総合支援センター 様

〒000-0000 ○〇市○○○○○○○○○○○  
TEL(000) ○〇〇-000(代)  
FAX(000) ○〇〇-000

株式会社  
代表取締役 ○○○○○○

次のとおり御請求申しあげます。

合計金額 ¥ 165,000-		納入期日	平成	年	月	日
		納入場所				
品名	規格	数量	単価	金額		
R5年度 戦略的ICT	A4判	4,000部	①30	120,000-		
業界レポート	8頁					
	7Lカラー					
	コート110k					
R5年度 戦略的ICT	A2判	500部	①60	30,000-		
業界レポート	片面カラー					
	コート135k					
小計				150,000-		
消費税等				15,000-		
合計				¥ 165,000-		

摘要

21世紀  
産業総合支援センター  
-5.1.4  
1655821005

〔振込先銀行名 青森銀行新町支店 493950 (普)・みちのく銀行青森支店 9109978 (普)・みずほ銀行青森支店 9301 (普)〕

領 収 書

住 所		殿
支 給 額	円	
税 額	円	
差引支給額	円	

上記金額領収しました。

令和 年 月 日

ご自宅住所 〒  
氏 名

〇〇〇〇〇〇〇 御中



*[Handwritten signature]*

印  
信 封 袋  
指 合





### 検収書

年月日	経費区分	品名	検収者・検収印	備考

※検収の都度、記入すること。

※納品書に「〇月〇日検収しました。印」と記載する。また、既に独自に検収確認を行っているなど、別の資料を作成している場合には、作成不要です。

# 検収書

年月日	経費区分	品名	検収者・検収印	備考
R5.10.3	原材料費	○○○○○	○○ ○○ 印	
R5.10.5	印刷製本費	△△△△△	○○ ○○ 印	
R5.11.4	外注加工費	□□□□□	○○ ○○ 印	
R5.11.8	外注加工費	○○○○○	○○ ○○ 印	

※検収の都度、記入すること。

専門家プロフィール

氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
勤務先		勤務先住所 (電話番号)	( )
経歴			
紹介			
主な実績			

専門家プロフィール

氏名	□□ □□	生年月日	昭和45年9月20日(52歳)
勤務先	(公財)21あおり産業総合支援センター	勤務先住所 (電話番号)	青森市新町2-4-1 ( 017-765-4322 )
経歴	昭和〇〇年〇月 △△大学卒業 昭和〇〇年〇月 △△株式会社入社 平成〇〇年〇月 □□株式会社入社 【現在】 令和〇〇年〇月 □□株式会社代表取締役 令和〇〇年〇月 □□大学非常勤講師		
紹介	○専門 新商品開発、市場調査、マーケティング (詳細に記載してください)		
主な実績	○主な著書 ○○○○, □□□		

〇〇〇〇〇〇の概要

日 程	令和5年11月9日(木)	講師名	□□ □□
場 所	(財) 21 あおもり産業総合支援センター	出席者	〇〇 〇〇 ほか〇名
指導内容	〇〇〇〇の技術開発及び販路開拓		
指導内容 の詳細			
備考			



〇〇〇〇〇〇に関する技術指導の概要

日 程	令和5年11月9日(木)	講師名	□□ □□
場 所	(財) 21 あおもり産業総合支援センター	出席者	〇〇 〇〇 ほか〇名
指導内容	〇〇〇〇の技術開発及び販路開拓		
指導内容 の詳細	<p>1 〇〇〇〇の技術開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□□□□の△△△△大学における研究内容の紹介を受けた</li> </ul> <p>(詳細を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□□□□株式会社における事例紹介</li> </ul> <p>(詳細を記載)</p> <p>2 〇〇〇〇の販路開拓について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□□□□市場の動向について</li> </ul> <p>(詳細を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□□□□株式会社における事例紹介</li> </ul> <p>(詳細を記載)</p>		
備考	<p>〇〇〇〇の技術開発及び販路開拓についての講義を受けて、当社として、今後の取組について参考になった。</p> <p>(詳細を記載)</p>		

旅費計算表

番号	月日	出発地	到着地	経費	訪問先	適用	領収書NO
	合計			0			

旅費計算表

番号	月日	出発地	到着地	経費	訪問先	適用	領収書NO
1	令和5年4月14日	青森市	弘前市	640	〇〇株式会社	JR利用	①
2	令和5年4月26日	青森市	八戸市	3,000	△△株式会社	旅費規程による	②
合計				3,640			

〇〇〇〇〇〇出張の概要

日 程		講師名	
場 所		対応者	
用務			
行程			
出張の 詳細			
備考			

〇〇〇〇〇〇展示会出展の出張の概要

日 程	令和5年11月14日(火) ～17日(金)	講師名	□□ □□
場 所	△△△△展示場	対応者	〇〇 〇〇
用務	開発した新商品□□□□の展示会への出展		
行程	11月14日 青森市 → 東京都(JR利用) 11月17日 東京都 → 青森市(JR利用) 宿泊地:東京都新町2丁目1-1 〇〇〇ホテル		
出張の 詳細	11月14日 会場到着後、ブース設営 11月15、16日 展示会への出展 (詳細を記載) 11月17日 会場の撤去作業		
備考	〇〇〇〇の商品展示を行い、来場者から△△△△の意見が得られた。 (詳細を記載)		

〇〇〇〇の受払簿

番号	年月日	名称	数量			適用	領収書NO
			受入	払出	残数		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		

### 原材料の受払簿

番号	年月日	名称	数量			適用	領収書NO
			受入	払出	残数		
1	令和5年11月15日	〇〇〇〇	100		100		①
2	令和5年11月18日	〇〇〇〇		20	80	□□□に使用	
3	令和5年11月28日	〇〇〇〇		80	0	□□□に使用	
4					0		
					0		
1	令和5年12月5日	△△△△	200		200		②
2	令和5年12月14日	△△△△		40	160	☆☆☆に使用	
3	令和5年12月21日	△△△△		160	0	☆☆☆に使用	
4					0		
					0		

### 切手の受払簿

番号	年月日	名称	数量			適用	領収書NO
			受入	払出	残数		
1	令和5年11月24日	80円切手	100		100		①
2	令和5年11月28日	80円切手		20	80	〇〇〇他19件 (詳細別紙)	
3	令和5年11月30日	80円切手		80	0	△△△他79件 (詳細別紙)	
4					0		
					0		
1	令和5年12月23日	100円切手	200		200		②
2	令和5年12月27日	100円切手		20	180	〇〇〇他19件 (詳細別紙)	
3	令和6年1月4日	100円切手		180	0	△△△他179件 (詳細別紙)	
4					0		
					0		

(様式)

平成 年 月 日

青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業業務月報

1 補助事業者名

2 事業名

3 提出書類

(1) 開発者名簿

(2) 人件費月別集計

(3) 開発者別業務日報

(4) その他添付書類 (従事日誌)



1 開発者名簿

No.	職名	氏名	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

2 人件費月別集計表

No.	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考
	人件費合計														
	氏名														
	所定労働対象者人件費((e+h+i)*a)														
	時間外労働対象者人件費(f*b)														
	休日労働対象者人件費(g*c)														
	深夜労働対象者人件費(g'*c')														
	所定従事率(a)														
	時間外従事率(b)														
	休日従事率(c)														
	深夜従事率(c')														
	基本給(e)														
	時間外手当(f)														
	基本手当(g)														
	単深夜手当(g')														
	単役職手当・能力給(h)														
	その他(i)														
	氏名														
	所定労働対象者人件費((e+h+i)*a)														
	時間外労働対象者人件費(f*b)														
	休日労働対象者人件費(g*c)														
	深夜労働対象者人件費(g'*c')														
	所定従事率(a)														
	時間外従事率(b)														
	休日従事率(c)														
	深夜従事率(c')														
	基本給(e)														
	時間外手当(f)														
	基本手当(g)														
	単深夜手当(g')														
	単役職手当・能力給(h)														
	その他(i)														
	氏名														
	所定労働対象者人件費((e+h+i)*a)														
	時間外労働対象者人件費(f*b)														
	休日労働対象者人件費(g*c)														
	深夜労働対象者人件費(g'*c')														
	所定従事率(a)														
	時間外従事率(b)														
	休日従事率(c)														
	深夜従事率(c')														
	基本給(e)														
	時間外手当(f)														
	基本手当(g)														
	単深夜手当(g')														
	単役職手当・能力給(h)														
	その他(i)														

※対象人員が多い場合は、随時、表を追加してください。  
 ※基本単価に算入されるのは、基本給、役職手当等能力給、時間外手当等となり、通勤手当や住居手当等の試作開発に直接関係のない手当は対象となりません。  
 また、社会保険料会社負担分も同様に対象となりません。  
 ※所定労働時間内の従事と、時間外等の従事については、それぞれ別々に従事率を掛けて算出します。

3 開発者別業務日報（平成 年 月分）

開発者職・氏名：

日	曜日	従事時間帯（24時間制で時刻入力）		開発業務に従事した時間	左の内訳					活動概要	備考		
		開始時刻	終了時刻		所定	時間外	休日	時間外深夜	休日深夜				
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
従事時間合計（h）									所定従事率(a)	時間外従事率(b)	休日従事率(c)	深夜従事率(d)	小数点第3位以下切捨て
労働時間合計（h）									0.00	0.00	0.00	0.00	

1日あたりの所定労働時間 0時間

**【業務日報作成上の留意点】**

※業務日報は従事日誌の取りまとめとなりますので、従事日誌と内容を一致させてください。

※ a=所定従事時間/所定労働時間 b=時間外従事時間/時間外労働時間 c=休日従事時間/休日労働時間

c' = (時間外深夜従事時間+休日深夜従事時間) / (時間外深夜労働時間+休日深夜労働時間)

※給与算出が月初から月末でない場合は、日付を会社の算出日に修正して下さい。(21日～20日など)

※従事時間は、タイムカード等の時間と一致させてください。

※所定労働時間合計は、休日カレンダー等を基にその月の決められた労働日数に1日あたりの所定労働時間を掛けた時間となります。(有給休暇や欠勤等も所定労働時間に含まれます。)ただし、日給月給で、基本給がその月の労働時間によって異なる場合は、実労働時間としてください。

※時間外、休日、時間外深夜、休日深夜の合計労働時間は、その月に働いた時間の合計を記入してください。

青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業 従事日誌

確認者	作成者

氏名							
年月日	平成	年	月	日			
勤務時間	時間	出勤		退社		試作開発に従事した時間	時間
従事場所							

時間	業務内容
～	
～	
～	
～	
～	
～	
～	
～	
～	

従事場所への移動方法		移動距離	k m
------------	--	------	-----

備 考

青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業 従事日誌

確認者	作成者

氏名	〇〇 〇〇						
年月日	令和5年11月11日						
勤務時間	8 時間	出勤	8:57	退社	18:21	試作開発に従事した時間	3 時間
従事場所	会社 作業所						

時間	業務内容
10:00 ~ 11:00	△△△△改良のための設計
13:00 ~ 15:00	〇〇〇〇部品の製作
~	
~	
~	
~	
~	
~	
~	

従事場所への移動方法		移動距離	k m
------------	--	------	-----

備 考

## 研究契約書(雛形)

(以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)とは、  
次の研究契約条項に従い、研究(以下、「本研究」という。)の実施およびその研究成果の取扱いに関する契約を締結する。

(本研究の題目等)

第1条 甲および乙は、次の研究(以下、「本研究」という。)を実施するものとする。

- (1) 研究課題 (できる限り具体的に規定する)
- (2) 研究の目的 (           "           )
- (3) 研究の内容 (           "           )
- (4) 研究期間
- (5) 研究代表者および研究計画責任者
- (6) 研究費

その他 別紙のとおり (研究計画書、研究員、実施場所、備品、研究費の支払時期・方法等)

(用語の定義)

第2条 この契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下、「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下、「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下、「意匠権」という。)、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権(以下、「商標権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下、「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下、「育成者権」という。)および外国における前記各権利に相当する権利
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位および外国における前記各権利に相当する権利
  - (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物およびデータベースの著作物(以下、「プログラム等」という。)の著作権ならびに外国における前記各権利に相当する権利(以下、「プログラム等の著作権」という。)
  - (4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下、「ノウハウ」という。)
- 2 この契約において、「研究成果」とは、本研究の過程において得られた知的財産権ならびに知的財産権に包含されない技術情報、データおよび有形・無形の成果物等であって、本研究の目的に直接関係するものをいう。

- 3 この契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成ならびにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 4 この契約において「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号および同項第19号に定める行為ならびにノウハウの使用をいう。
- 5 「試料」および「ヘルシンキ宣言」の定義ならびにその他公的規制等がある場合の定義 ※必要に応じて規定する。

(技術情報の開示)

- 第3条 甲および乙は、本契約期間中、それぞれが保有し、かつ本研究の遂行に必要な資料、情報を相互に開示する。ただし、第三者に対して秘密保持義務を負うものについてはこの限りではない。
- 2 甲および乙は、前項により相手方から開示された資料情報を本研究の目的にのみ使用し、相手方の書面による事前の同意なしにその他の目的には使用しない。

(試料の取扱い) ※必要に応じて規定する。

- 第4条 甲および乙は、本研究の実施にあたり、患者等から得られた試料の研究への利用については、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則および慶應義塾大学医学部「ヒト検体（血液、組織等）の研究への利用に関するガイドライン」に従って研究計画を策定し、事前に慶應義塾大学医学部倫理委員会の文書による承認を得ることとする。
- 2 乙は、本研究に関連する試料提供者が、その試料の使用および結果に関する同意をいつでも撤回し得るものであることを確認し、同試料が使用できなくなること、または同試料に基づく研究成果の使用ができなくなる事態がそれぞれ生じ得るものであることを了解し、かかる同意の取得、あるいは同意の継続について、甲が乙に対して何らの保証を与えるものではないことを確認する。

(再委託の禁止)

- 第4条 甲および乙は、相手方の事前の書面による同意なしに、本研究の全部または一部を第三者に委託してはならない。

(研究成果の帰属等)

- 第5条 甲および乙は、甲の研究員および/または乙の研究員が本研究成果として新たに発明等をした場合、当該発明等に係る知的財産権（以下、「本知的財産権」という。）の帰属は、甲の研究員または乙の研究員が相手方の技術資料または情報に依存せず単独でなしたものは甲乙それぞれの単独所有、甲の研究員および乙の研究員が共同でなしたものは共有とし、共有の場合の持分は甲乙双方の貢献度によりその都度協議して定めるものとする。
- 2 甲または乙は、前項により単独に帰属とした発明等を出願しようとする場合は、事前に相手方に通



知を行い、発明行為が単独でなされたことにつき相手方の同意を得るものとする。

(出願等)

第6条 甲および乙は、前条に基づき共有とする本知的財産権（以下、「共有知的財産権」という。）に係る出願等を行うときは、共同して出願等を行うものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、甲または乙は、共有知的財産権に係る自己の持分を相手方に譲渡することにつき、甲乙が協議のうえ譲渡条件に合意した場合は、相手方が単独名義で出願等を行うことができるものとする。この場合において、持分を譲渡する一方は、相手方の出願等に支障が生じないよう協力するものとする。

3 甲は、第5条に基づき甲単独に帰属する本知的財産権について、当該本知的財産権に係る持分の全部または一部を適正な条件で乙に譲渡することができるものとする。

(知的財産権の出願費用等)

第7条 甲および乙は、共有知的財産権の出願手続、維持管理に関する事項を別途甲乙で協議して共同出願契約書において定めるものとする。なお、共有知的財産権の出願および維持費用は、乙がその全額を負担するものとする。

(外国出願)

第8条 前2条の規定は、外国における共有知的財産権に係る出願等についても同様に適用する。

(乙の実施等)

第9条 甲および乙は、共有知的財産権を乙のみが商業上の実施を行うことができ、甲は試験および研究以外には実施しないことを確認する。

2 乙は、甲が商業上の実施を行わないことにかんがみ、乙が共有知的財産権に係る製品の販売またはサービスの提供を行なう場合は、甲に対して実施料を支払うものとする。このため、乙が本発明を実施しようとするときは、事前に甲に対し書面にて通知し、甲と対価条件等を協議するものとする。

3 甲は、第5条に基づき甲が単独で所有する本知的財産権について、乙から実施許諾の申出があったときは、乙に対し優先的実施権を許諾するものとする。対価条件等は協議して定める。

(第三者への実施許諾等)

第10条 甲は、前条による乙から甲への実施料支払にかんがみ、共有知的財産権について、第三者に対し実施の許諾を行わないものとする。

2 乙は、共有知的財産権について、独自に第三者に対し通常実施権を許諾することができるものとする。ただし、事前にその旨を甲に通知し、当該実施許諾の条件について甲と協議を行うものとする。

3 第1項の規定にもかかわらず、共有知的財産権について、本研究期間終了の日から起算して3年経過後において、乙が正当な理由なく実施せず、かつ実用化に向けて具体的な計画を提示できない場合は、甲は乙の同意を要せず、当該共有知的財産権を第三者に実施許諾することができるものとする。

4 甲および乙は、共有知的財産権について、第三者に対し、自己の持分を譲渡し、それを目的として質権を設定し、または専用実施権等を許諾しようとする場合、その旨を事前に相手方に通知し、書面

により事前の同意を得なければならない。

(実施契約)

第11条 甲および乙は、共有知的財産権を乙が実施するとき、第9条第2項に基づき甲への実施料支払条件等を定めた実施契約を別途締結するものとする。ただし、第7条に規定する共同出願契約書において、係る実施料支払条件等を定めた場合はこの限りではない。

2 甲および乙は、前条に基づき共有知的財産権を第三者に実施させるとき、実施料収入の持分に応じた配分その他必要な事項を定めた契約を別途締結するものとする。

3 甲は、甲が単独で所有する本知的財産権を第9条第3項の規定に基づき乙に実施許諾するときは、実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を別途乙との間で締結するものとする。

(知的財産権の持分放棄)

第12条 甲および乙は、共有知的財産権の自らの持分を放棄する場合、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に報告するものとする。

(秘密の保持等)

第13条 甲および乙は、本研究に関して相手方から提供または開示された技術情報および資料（この技術情報および資料にはサンプル等の研究試料も含む。以下同じ。）、本知的財産権のうちノウハウおよび発明等を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示または漏洩しないものとする。ただし、当該技術情報および資料ならびに当該研究成果が次の各号のいずれかに該当する場合で書面により立証できるものは、この限りでない。

- (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報または相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

(研究成果の公表)

第14条 甲または乙は、本研究に係る研究成果を、発表もしくは公開できるものとする。

2 前項の場合、研究成果の公表を行おうとする者は、公表予定日の50日前までにその内容を書面により相手方に通知し、同意を得るものとする。通知を受けた相手方は特段の理由がない限りこれに同意するものとする。なお、かかる事前通知は、本研究終了日から2年経過後においてはこれを要しないものとする。

(研究成果のとりまとめ等)

第15条 甲および乙は、本研究終了後、双方協力して速やかにその研究成果をとりまとめるものとする。

(本知的財産権を除く研究成果の帰属)

第16条 甲および乙は、甲および/または乙がなした本研究の研究成果のうち、第5条に基づく本知的財産権を除く研究成果物（有形物をいう。）の帰属について、甲が自己の設備等により単独でなした研

研究成果に係るものならびに甲および乙が共同でなした研究成果に係るものは甲の単独所有とする。ただし、当該研究成果物の帰属について疑義が生じた場合または第三者との契約等により別途定めがある場合は、甲および乙が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(設備等の帰属)

第17条 甲が研究経費により取得した設備、備品等は、甲に帰属するものとする。

(設備等の持込み等)

第18条 甲は、乙の同意を得て、本研究を行うために必要な乙の所有に係る設備等を甲の施設内へ持ち込み、使用することができる。この場合、甲は受け入れた設備等について、その据付完了のときから返還に係る作業が開始されるまでの間、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたるものとする。

2 乙は、本研究終了後すみやかに、前項により甲の施設内に持ち込んだ設備等を撤去するものとする。ただし、乙は、甲の同意を得て、当該設備等を甲に寄附することができる。

3 第1項の設備等の搬入、据付および撤去に要する経費は、乙の負担とする。

(共同研究の中止)

第19条 天災その他やむを得ない事由により、本研究を継続することが困難になったときは、甲乙協議のうえ、本研究を中止することができる。

2 前項の規定により、本研究の中止が決定された場合、甲乙協議のうえ、その資金需要が消滅した研究費について清算の必要があると認めた場合は、清算を行うものとする。

(契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告も要することなく、ただちに本契約を解除し、かつ損害の賠償を請求することができる。

(1) 本契約の条項の一に違反し、当該違反に関する他の本契約当事者からの書面による通知を受けた後30日以内にこれを是正しないとき

(2) 差押、仮差押、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または会社整理、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは破産手続開始の申し立てをし、または会社整理、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始の申し立てを受けたとき

(3) 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき、銀行取引停止処分を受けたとき

(4) 監督官庁より営業の停止または営業免許の取り消しの処分を受けたとき

(5) 事業の譲渡、もしくは解散の決議をしたとき、または対象製品の製造に関する事業を中止したとき

(研究員等の派遣)

第21条 甲および乙は、相手方の同意を得て、研究員および研究支援者を相手方の施設に派遣すること

ができる。

- 2 甲および乙は、前項に基づき派遣した研究員および研究支援者に、この契約規定を遵守させなければならない。

(研究員の遵守事項)

第22条 甲または乙は、自己の研究員が、相手方の設備等を使用するとき、相手方の指示および規程に従うために必要な措置をとらなければならない。

(賠償責任)

第23条 甲または乙は、相手方の研究員が、故意または重大な過失により、自己が管理する設備等に損害を与えたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲または乙は、自己の研究員が、相手方の責に帰すべき事由により、肉体的または精神的な損害を受けたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

(契約上の権利義務の移転)

第24条 甲および乙は、相手方の事前の書面による同意がなければ、本契約上の地位の全部または一部、本契約により発生した権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡または移転することができないものとする。

(契約有効期間)

第25条 この契約の有効期間は、この契約書に定める研究実施期間の初日から第15条に規定する研究成果のとりまとめの完了の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条ないし第12条、第16条および第17条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続し、第18条の設備等の撤去はその履行が完了するまで有効とし、第14条の規定はこの契約終了後2年間有効とし、第3条第2項および第13条の規定はこの契約終了後5年間有効とする。

(協議)

第26条 この契約で定めるもののほか、必要な事項については、甲および乙が協議して定める。

- 2 この契約を変更する必要があるときは、甲および乙の協議の上変更するものとする。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各記名捺印の上、各自1通宛保有するものとする。

年 月 日

甲

1 吉三丁目14番1号  
研究センター  
利久

z:

DRAFT

別紙

1. 研究費の支払い

乙は、甲に対し、第1条第6に定める研究費を本契約締結日の翌日から起算して60日以内に（または、日付指定）甲の指定する銀行口座に一括で振り込むものとする。

2. その他

該当なし

DRAFT